

## 札幌市立大学の教育研究上の理念・特長・目的

### 《 理 念 》

#### ●人間重視を根幹とした人材の育成

デザイン学及び看護学は、人間を対象とした学問領域であり、「人間重視」を基本とし、安全で快適な暮らしを創造できる職業人を育成する。

#### ●地域社会への積極的な貢献

「市民に開かれた大学」、「市民の力になる大学」、「市民の誇りとなる大学」の3つの視点を掲げ地域貢献という使命を果たす。

### 《 特 長 》

#### ●デザインと看護の連携

デザイン学部と看護学部が連携・共同して、教育を行うとともに、保健・医療・福祉分野を対象とするデザインなどを共同研究する。

#### ●幅広いネットワーク

市民、産業界、公的機関などと連携することにより、地域課題に対応した教育研究を行う。

### 《 目 的 》

#### ●学術研究の高度化等に対応した職業人の育成

デザインと看護に共通する「人間重視」の考え方を基本とし、デザイン分野では幅広いデザイン能力を持った職業人を、看護分野では医療の高度化に対応する知識・技術に加え、問題解決能力を有し他職種と連携できる職業人を育成する。

#### ●まちづくり全体により大きな価値を生み出す

##### 「知と創造の拠点」

産業や芸術・文化の振興、都市機能・都市景観の向上などへ貢献するとともに、市民の健康の保持増進への貢献を果たす。札幌市の行政施策との緊密な連携によって、地域課題の解決に積極的に取り組む。

## 札幌市立大学看護学専攻科における3つの方針(3ポリシー)

札幌市立大学の教育・研究理念のもと、以下のとおり「アドミッション・ポリシー(入学者受入の方針)」、「カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)」及び「ディプロマ・ポリシー(修了証授与の方針)」の3つの方針を定めています。

### アドミッション・ポリシー

本看護学専攻科は、教育研究上の理念・目的、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、以下の方針を定め、入学者を受け入れます。

#### <求める学生像>

- 1 看護学への基礎的な知識・技術・態度を修得しており、公衆衛生看護学または助産学へ貢献することに強い意思を有する人
- 2 健康上の課題を見出し、解決に向けて探究できる人
- 3 高い倫理観をもち、人々の暮らしと生命に向き合える人
- 4 他者と協働しながら、創造的な取り組みができる人

#### <入学者選抜の在り方>

- 1 入学者の選抜は、看護の基礎的な知識を有し、専門領域を学ぶ意欲のある学生を求めるため、一般選抜、学内選抜で行う。
- 2 看護学一般の学力・思考力について、一般選抜では筆記試験(専門科目)、学内選抜では本学看護学部在学中に修めた学業成績により評価し、学修意欲、目的意識、社会性、専門分野への関心等は面接により測る。

#### <入学者選抜方法>

- 1 一般選抜は、筆記試験(専門科目)の得点を算出し、面接結果及び志望理由書等の提出書類により総合的に評価する。
- 2 学内選抜は、本学看護学部在学中に修めた学業成績を GPA で算出し、面接結果及び志望理由書等の提出書類により総合的に評価する。

### カリキュラム・ポリシー

本看護学専攻科は、公衆衛生看護学または助産学に関する幅広く高度な知識と正確な技術を授け、地域社会における健康課題の改善や母子保健の向上に貢献できる人間性豊かな保健師及び助産師を育成するため、以下の方針に基づいてカリキュラムを編成します。

#### <教育課程の編成方針>

- 1 専門知識と高度な技術を系統的かつ段階的に学修できるよう講義・演習・実習科目を体系的に配置する。
- 2 授業科目は「基盤科目」「実践科目」「統合科目」の3区分構成とし、精深な専門性を修得できるよう各専攻に特化した授業科目を配置する。

#### <教育内容・方法の実施方針>

- 1 保健師、または助産師として地域社会に貢献できる人材を育成するため、多様な実習施設を確保し、時代の要請に応える臨地経験を積む機会を広く提供する。
- 2 講義科目での知識修得を基盤としながら、実践技術の修得に向け、段階的に演習や実習を実施する。

#### <学修成果の評価方針等>

- 1 講義科目:15 時間 1 単位、演習科目:30 時間 1 単位、実習科目 45 時間 1 単位として単位認定を行う。
- 2 各専攻が定める修了要件単位数を修得することにより、修了と同時に保健師国家試験受験資格又は助産師国家試験受験資格を取得することができる。

### ディプロマ・ポリシー

本看護学専攻科は、教育研究上の理念・目的に基づくカリキュラムを履修し、修了に必要な単位を修め、以下の能力を備えた学生に修了を認定し修了証書を授与します。

#### <公衆衛生看護学専攻>

- 1 人々の多様な価値観を尊重して公衆衛生看護の知識と技術を提供できる
- 2 地域特性や施策動向を捉え、科学的根拠に基づいた地域保健活動を展開できる
- 3 市民や関係組織とパートナーシップを構築し、リーダーシップを発揮できる
- 4 保健師として社会的公正を希求する倫理的判断ができる
- 5 質の高い公衆衛生看護の実践を探究できる

#### <助産学専攻>

- 1 助産に関する幅広い高度な知識と技術を修得し、妊娠期・分娩期・産褥期・新生児期・乳児期にある母子および家族の助産実践に活用できる
- 2 ライフサイクル各期の女性の性と生殖の健康ニーズを理解し、対象者の自己決定を支援できる
- 3 地域における母子・家族の健康課題を発見し、他職種と協働して解決に向かうことができる
- 4 助産実践の改善や向上のために、研究的思考によって課題の解決を探究できる
- 5 助産師の役割・責務を自覚し、自律・自立して自己研鑽を継続できる

# 2026 履修の手引き

## 札幌市立大学看護学専攻科

### 《目 次》

## 1 公衆衛生看護学専攻

1-1 学事暦	5
1-2 公衆衛生看護学専攻の教育課程	6
1-3 授業科目一覧	8

## 2 助産学専攻

2-1 学事暦	10
2-2 助産学専攻科の教育課程	11
2-3 授業科目一覧	14
2-4 自己評価	15

# 1 公衆衛生看護学専攻

1-1 学事暦	5
1-2 公衆衛生看護学専攻の教育課程	6
1-3 授業科目一覧	8

# 1-1 2026年度 学事暦【公衆衛生看護学専攻】

週数	月	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
1	4月			1	2	3 入学式	4	5
2		6 ガイダンス	7	8	9	10	11	12
3		13 健康診断	14	15	16	17	18	19
4		20	21	22	23	24	25	26
5		27	28	29 昭和の日	30	1	2	3 憲法記念日
6	5月	4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9	10
7		11	12	13	14	15	16	17
8		18	19	20	21	22	23	24
9		25	26	27	28	29	30	31
10	6月	1 公衆衛生看護学実習Ⅰ	2	3	4	5	6	7
11		8	9	10	11	12	13	14 N専攻科説明会 Nオープンキャンパス
12		15	16	17	18	19	20 Dオープンキャンパス	21
13		22	23	24	25	26	27	28
14		29 公衆衛生看護学実習Ⅱ	30	1	2	3	4	5
15	7月	6	7	8	9	10	11	12
16		13	14	15	16	17	18 D編入学・博士前期 課程推薦入試 N専攻科内選抜	19
17		20 海の日	21	22	23	24	25	26
18		27	28	29	30	31	1	2
19	8月	3	4	5	6	7	8	9
20		10	11 山の日	12 定期試験	13 夏季休業開始	14	15	16
21		17 夏季一斉休業	18	19	20 成績公表	21	22	23
22		24	25 学内研究交流会	26	27	28 20周年記念式典	29	30
23		31	1	2 追・再試験	3 追・再試験	4	5 N専攻科 一般選抜	6
24	9月	7	8	9	10	11	12	13
25		14	15	16	17	18	19 (芸楽C)大学祭 Dオープンキャンパス	20 (桑園C)大学祭
26		21 敬老の日	22 国民の休日	23 秋分の日	24 夏季休業終了	25 ガイダンス	26 D・N博士前期課 程入試	27
27		28	29	30	1	2	3 Nオープンキャン パス	4
28	10月	5 公衆衛生看護学実習Ⅲ	6 (実習期間は10/5~ 10/23のうち2週間)	7	8	9	10 D総合型選抜	11
29		12 スポーツの日	13	14	15	16	17	18
30		19	20	21	22	23	24	25
31		26	27	28	29	30	31	1
32	11月	2	3 文化の日	4	5	6	7	8
33		9	10	11	12	13	14	15
34		16	17	18	19	20	21 D・N学校推薦型選抜 社会人特別選抜	22
35		23 勤労感謝の日	24	25 産学官金研究交流会	26	27	28	29
36		30	1	2	3	4	5	6
37	12月	7	8	9	10	11	12	13
38		14	15	16	17	18	19	20
39		21	22	23	24	25	26	27
40		28 冬季休業開始	29	30	31	1 元日 冬季休業終了	2	3
41	1月	4	5	6	7	8	9	10
42		11 成人の日	12	13	14 課題研究報告会	15 定期試験	16 (大学入学共通テスト)	17 (大学入学共通テスト)
43		18	19	20	21	22	23	24
44		25	26 成績公表	27	28	29	30	31
45	2月	1	2	3	4	5 追・再試験	6 N 博士後期課 程入試	7
46		8	9	10	11 建国記念の日	12 公衆衛生看護学 OSCE	13 D 博士後期課 程入試	14
47		15	16	17	18	19	20	21
48		22	23 天皇誕生日	24	25 D・N学部一般前期・ D 留学生入試	26 修了判定会議	27	28
49	3月	1 春季休業開始	2	3	4	5	6	7
50		8	9	10	11	12	13	14
51		15	16	17	18	19 修了式	20	21 春分の日
52		22 振替休日	23	24	25	26	27	28
53		29	30	31				

長期休業期間、祝日 実習

## 1-2 公衆衛生看護学専攻の教育課程

### 1 公衆衛生看護学専攻の特色

本専攻は、学士課程 4 年間に於いて培った自己研鑽力が発揮できる教育課程をその特徴としています。学生が個々に公衆衛生看護学に広く関連した課題を発見し、自ら学びを深める機会を創ります。加えて、この学びの更なる発展に向け課題研究を行います。なお、選択科目は設定していません。

1 年間の学修では、看護学を基盤に、公衆衛生看護学に関する幅広く高度な知識と正確な技術を修得し、地域住民の健康維持・向上に貢献できる人間性豊かな保健師の養成を目指します。

また、客観的臨床能力試験(Objective Structured Clinical Examination、略称:OSCE)を実施し、保健師活動に特有な技術能力の修得を目指します。

### 2 教育目的

本専攻の教育目的は、看護学を基盤に、公衆衛生看護学に関する幅広く高度な知識と適確な技術を授け、地域社会における健康課題の解決に貢献できる人間性豊かな保健師の育成です。

これは、札幌市立大学の理念である「人間重視を根幹とした人材の育成」と「地域社会への積極的な貢献」を基盤としています。

なお、この教育目的の達成に向け、授業科目は①基盤科目 5 科目(9 単位)、②実践科目 12 科目(19 単位)、③統合科目 5 科目(6 単位)の、計 22 科目(34 単位)で構成しています。

### 3 学習目標

(1)一般目標:学習終了時に期待される成果

- 1 人々の多様な価値観を尊重して公衆衛生看護の知識と技術を提供できる。
- 2 地域特性や施策動向を捉え、科学的根拠に基づいた地域保健活動を展開できる。
- 3 市民や関係組織とパートナーシップを構築し、リーダーシップを発揮できる。
- 4 保健師として社会的公正を希求する倫理的判断ができる。
- 5 質の高い公衆衛生看護の実践を探究できる。

(2)行動目標:一般目標を達成するために身に付けておくべき実践的能力

- ・「保健師の卒業時の到達目標と到達度」参照

### 4 修了要件

本専攻に 1 年以上在学し、34 単位すべて修得した者の修了を認める。

### 5 資格の取得

- ・本専攻の修了により、「保健師国家試験の受験資格」が取得できます。
- ・保健師資格取得後、都道府県労働局への申請により第 1 種衛生管理者の資格を取得可能です。
- ・保健師免許取得後、「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」を 8 単位修得した者は関係機関へ申請することで「養護教諭 2 種免許状」の資格を取得可能です。詳細は、大学ウェブサイト「学生生活／進路・就職＞就職相談・進路実績＞看護＞卒業後の進路＞看護学部生の活躍の場＞資格について【養護教諭 2 種】」をご確認ください。

<https://www.scu.ac.jp/campuslife/consultation/nursing/course/>



## ■参照 保健師の卒業時の到達目標(2020指定規則改正版)と到達度

### ■卒業時の到達レベル

I：少しの助言で自立して実施できる

II：指導の下で実施できる(指導保健師や教員の指導の下で実施できる)

III：学内演習で実施できる(事例等を用いて模倣的に計画を立てることができるとは実施できる)

IV：知識として分かる

保健師の卒業時の到達目標			到達度	
大項目	中項目	小項目	個人/家族	地域(集団/組織)
1.地域の健康課題を明らかにし、解決・改善策を計画・立案する	A.地域の人の生活と健康を多角的・継続的・包括的にアセスメントする	1 身体的・精神的・社会文化的側面から発達段階も踏まえて客観的・主観的情報を収集し、アセスメントする	I	I
		2 社会資源について情報収集し、アセスメントする	I	I
		3 生活環境について、物理的(気候、空気、水等)及び社会的(文化、人間関係、経済等)側面から情報を収集しアセスメントする	I	I
		4 対象者の属する地域・職場/学校生活集団について情報を収集し、アセスメントする	I	I
		5 健康問題を持つ当事者の視点を踏まえてアセスメントする	I	I
		6 系統的・経時的に情報を収集し、継続してアセスメントする	I	I
		7 収集した情報を統合してアセスメントし、地域(集団/組織)の特性を明確にする	I	I
	B.地域の顕在的・潜在的健康課題を明確にする	8 顕在化している健康課題を明確にする	I	I
		9 健康課題を持ちながらそれを認識していない・表出しない・表出できない人々を把握する	I	II
		10 潜在化している健康課題を明確にし、今後起こり得る健康課題を予測する	I	II
		11 地域の人々の持つ力(健康課題に気づき、解決・改善、健康増進する能力)を把握する	I	I
	C.地域の健康課題に対する活動を計画・立案する	12 健康課題について多角的に判断し、優先順位を付ける	II	II
		13 健康課題に対する解決・改善に向けた目的・目標を設定する	I	I
		14 地域の人々に適した支援方法を選択する	I	I
		15 目標達成の手順を明確にし、実施計画を立案する	I	I
		16 評価の項目・方法・時期を設定する	I	I
2. PDCA サイクルに基づき、地域の人々・関係者・関係機関等と協働して、健康課題を解決・改善し、健康増進能力を高める	D.活動を展開する	17 地域の人々の持つ力を引き出し、高めるよう支援する	II	II
		18 地域の人々が意思決定できるよう支援する	II	II
		19 健康課題に応じた訪問・相談による支援を行う	II	II
		20 健康課題に応じた健康教育による支援を行う	II	II
		21 地域組織・当事者グループ等の育成及び活動の支援を行う	I	II
		22 活用できる社会資源及び協働できる機関・人材について、情報提供をする	I	I
		23 支援目的に応じて社会資源を活用する	II	II
		24 当事者及び関係者・関係機関(産業保健・学校保健を含む)等でチームを組織する	II	II
		25 集団的・組織的アプローチ等を組み合わせて活動する	I	II
		26 地域・職場・学校等の場において法律や条例等を踏まえて活動する	I	I
	27 目的に基づいて活動を記録する	I	I	
	E.地域の人々・関係者・関係機関等と協働する	28 協働するためのコミュニケーションをとりながら信頼関係を築く	I	I
		29 活動目的及び必要な情報を共有する	I	II
		30 相互の役割を認識し、連携・協働する	II	II
	F.活動を評価・フォローアップする	31 活動の評価を行う	I	I
		32 評価結果を活動にフィードバックする	I	I
3.地域の健康危機管理を行う	G.平時から健康危機管理体制を整える	33 継続した活動が必要な対象を判断する	I	II
		34 必要な対象に継続した活動を行う	II	II
		35 健康危機(感染症・虐待・DV・自殺・災害等)の発生予防・減災対策を講じる	II	III
	H.健康危機の発生に対応する	36 健康危機の発生予防・減災対策の教育活動を行う	II	II
		37 健康危機管理体制を整える	III	III
		38 生活環境の整備・改善について提案する	II	III
		39 健康危機に関する情報を迅速に把握し、対応する	III	III
		40 関係者・関係機関等の役割を明確にし、連絡・調整を行う	III	III
		41 保健・医療・介護・福祉等のシステムを効果的に活用する	III	III
		42 健康危機の原因究明を行い、解決・改善・予防策を講じる	III	III
43 健康危機の増大を防止する	III	III		
I.健康危機からの回復に対応する	44 健康危機の発生からの回復に向けた支援を行う	III	III	
	45 健康危機への対応と管理体制を評価し、見直す	IV	IV	
4.地域の人の健康を保障するために、公平・公正に制度や資源を管理・開発する	J.事業化する	46 必要な情報を収集し、事業化の必要性を明確にする	I	
		47 事業化の必要性を地域の人々や関係する部署・機関に対し根拠に基づき説明する	III	
		48 地域の人々の特性・ニーズ等の根拠に基づき、法や条例、組織(行政・事業所・学校等)の基本方針・基本計画との整合性を踏まえて事業を立案する	III	
		49 予算の仕組みを理解し、根拠に基づき事業の予算案を作成する	IV	
		50 事業化のために、関係する部署・機関と協議・交渉する	III	
	K.施策化する	51 立案した事業を実施し、安全(面)を含めた進行管理を行う	IV	
		52 事業をストラクチャー・プロセス・アウトカム・アウトプットの観点から評価し、成果を説明する	III	
		53 地域及び組織の基本方針・基本計画の策定に関与する	IV	
		54 必要な情報を収集し、施策化の必要性を明確にする	I	
		55 施策化の必要性を地域の人々や関係する部署・機関に対し根拠に基づき説明する	III	
L.社会資源を活用・開発・管理する	56 施策化のために、関係する部署・機関と協議・交渉する	III		
	57 地域の人々の特性・ニーズ等の根拠に基づき、法や条例、組織(行政・事業所・学校等)の基本方針・基本計画との整合性を踏まえて施策を立案する	III		
	58 立案した施策を実施し、進行管理を行う	IV		
	59 施策をストラクチャー・プロセス・アウトカム、アウトプットの観点から評価し、成果を説明する	IV		
	60 活用可能な既存の社会資源とその利用上の課題及び新たな社会資源の開発の必要性を明確にする	III		
	61 地域組織やサービスを既存の社会資源として活用、または開発する方法を選定する	III		
5.保健・医療・福祉及び社会に関する最新の知識・技術を主体的・継続的に学び、実践の質を向上させる	M.ケアシステムを構築する	62 サービスを既存の社会資源として活用、または必要な社会資源を開発する	III	
		63 健康課題にかかわる社会資源が機能しているか継続的に評価・改善する	III	
		64 健康課題にかかわる社会資源の質管理をする	IV	
	N.倫理的課題に対応する	65 ケアシステムを構築する必要性を明確にする	I	
		66 関係する部署・機関や地域の人々と協働してケアシステムを構築する	III	
		67 ケアシステムが機能しているか継続的に評価する	III	
		68 地域における弱い立場にある(支援を求めない/求めることができない)人々の尊厳と人権を擁護する	I	
O.研究の成果を活用する	69 集団・組織の健康・安全と個人の人権との間で起こる倫理的問題について対応する	II		
	70 保健師活動の基本理念としての社会的正義・公正に基づき、支援を行う	II		
	71 地域の人々の生活と文化に配慮した活動を行う	I		
P.継続的に学ぶ	72 地域の人々のプライバシー権の侵害となる個人情報や組織の情報の保護・保存に配慮した情報の管理を行う	I		
	73 保健師活動に研究の成果を活用する	III		
Q.保健師としての責任を果たす	74 経済的状況を含めた社会情勢と地域の健康課題の関係性を踏まえて保健師活動の研究・開発を行う	III		
	75 社会情勢・知識・技術を主体的・継続的に学ぶ	I		
		76 組織としての人材育成方を理解・活用する	IV	
		77 保健師として活動していくための自己の課題を明確にする	I	

### 1-3 授業科目一覧

区分	授業科目	授業形態	単位数 (必修)
基盤科目	疫学	講義	2
	データ・サイエンス	講義	2
	公衆衛生学	講義	2
	地方自治・行政論	講義	1
	公衆衛生看護学原論	講義	2
実践科目	地区診断技術論	演習	1
	地区・組織活動実践演習	演習	2
	公衆衛生看護技術論	演習	2
	ヘルスリテラシー	演習	1
	ウェルネス保健指導論	演習	2
	療養支援保健指導論	演習	1
	産業・学校保健活動論	講義	1
	地域保健事業展開論	講義	1
	公衆衛生看護管理論	講義	1
	公衆衛生看護学臨地実習Ⅰ	実習	1
	公衆衛生看護学臨地実習Ⅱ	実習	4
	公衆衛生看護学臨地実習Ⅲ	実習	2
統合科目	健康危機支援技術論	演習	1
	地域健康危機管理論	講義	2
	ソーシャル・デザイン	講義	1
	多文化共生社会論	講義	1
	課題研究	演習	1
	合計		34

# 2 助産学専攻

2-1 学事暦	10
2-2 助産学専攻科の教育課程	11
2-3 授業科目一覧	14
2-4 自己評価	15

## 2-1 2026年度 学事暦【助産学専攻】

週数	月	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
1	4月			1	2	3 入学式	4	5
2		6 ガイダンス	7	8	9	10	11	12
3		13 健康診断	14	15	16	17	18	19
4		20	21	22	23	24	25	26
5		27	28	29 昭和の日	30	1	2	3 憲法記念日
6	5月	4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9	10
7		11	12	13	14	15	16	17
8		18	19	20	21	22	23	24
9		25	26	27	28	29	30	31
10	6月	1	2	3	4	5	6	7
11		8	9	10	11	12 定期(筆記)試験	13	14 N専攻科説明会 Nオープンキャンパス
12		15	16 定期(技術)試験	17	18 再(技術)試験	19	20 Dオープンキャンパス	21
13		22 助産学実習	23	24	25	26	27	28
14		29	30	1	2	3	4	5
15	7月	6	7	8	9	10	11	12
16		13	14	15	16	17	18 D編入学・博士前期 課程推薦入試 N専攻科学内選抜	19
17		20 海の日	21	22	23	24 成績公表	25	26
18		27	28	29	30	31	1	2
19	8月	3 夏季休業開始	4	5	6	7	8	9
20		10	11 山の日	12	13	14	15	16
21		17 夏季一斉休業	18	19	20	21 夏季休業終了	22	23
22		24 ガイダンス 追・再試験	25 学内研究交流会 追・再試験	26 追・再試験	27	28 20周年記念式典	29	30
23		31 助産学実習	1	2	3	4	5 N専攻科 一般選抜	6
24	9月	7	8	9	10	11	12	13
25		14	15	16	17	18	19 (芸森C)大学祭 Dオープンキャンパス	20 (桑園C)大学祭
26		21 敬老の日	22 国民の休日	23 秋分の日	24	25	26 D・N博士前期課 程入試	27
27		28	29	30	1	2	3 Nオープンキャン パス	4
28		5	6	7	8	9	10 D総合型選抜	11
29	10月	12 スポーツの日	13	14	15	16	17	18
30		19	20	21	22	23	24	25
31		26	27	28	29	30	31	1
32		2	3 文化の日	4	5	6	7	8
33	11月	9	10	11	12	13	14	15
34		16	17	18	19	20	21 D・N学校推薦型選抜 社会人特別選抜	22
35		23 勤労感謝の日	24	25 産学官金研究交流会	26	27	28	29
36		30	1	2	3	4	5	6
37		7	8	9	10	11	12	13
38	12月	14	15	16	17	18	19	20
39		21 冬季休業開始	22	23	24	25	26	27
40		28	29	30	31	1 元日 冬季休業終了	2	3
41	1月	4	5	6	7	8	9	10
42		11 成人の日	12	13	14 助産学OSCE	15	16 (大学入学共通テスト)	17 (大学入学共通テスト)
43		18 助産学実習 (再・補充)	19	20	21	22	23	24
44		25	26	27	28	29	30	31
45	2月	1	2	3	4	5	6 N 博士後期課程 入試	7
46		8 スキルアップ週間	9 スキルアップ週間	10	11 建国記念の日	12 助産学課題研究 報告会	13 D 博士後期課程 入試	14
47		15	16 成績公表	17	18	19	20	21
48		22	23 天皇誕生日	24	25 D・N学部一般前期・ D 留学生入試	26 修了判定会議	27	28
49	3月	1 春季休業開始	2	3	4	5	6	7
50		8	9	10	11	12	13	14
51		15	16	17	18	19 修了式	20	21 春分の日
52		22 振替休日	23	24	25	26	27	28
53		29	30	31				

長期休業期間、祝日 実習

## 2-2 助産学専攻の教育課程

### 1 助産学専攻の特色

本専攻では、専門知識と高度な技術を系統的かつ段階的に学習できるよう講義・演習・実習科目を体系的に配置しています。助産ケアに必要な基本的知識は、周産期に関わる産科医・新生児科医・専門医による講義・演習から学修し、助産ケア特有の技術は、講義・演習に加え、病院施設・開業助産院の熟練した助産師のもとで学修します。この学修では、4年間の学士課程で身に着けた知識と技術、培った自己研鑽能力が大いに役立ちます。

また、学生個々が助産学に関連した自己課題を発見し、自ら学びを深める機会を創るために、客観的臨床能力試験(Objective Structured Clinical Examination、略称:OSCE)と、助産学課題研究を行っています。

### 2 教育目的

本専攻の教育目的は、看護学を基盤に、助産学に関する幅広く高度な知識と正確な技術を授け、地域社会における母子保健の向上に貢献できる人間性豊かな助産師の育成です。

これは、札幌市立大学の理念である「人間重視を根幹とした人材の育成」と「地域社会への積極的な貢献」を基盤としています。

なお、この教育目的の達成に向け、授業科目は①基盤科目 7 科目(11 単位)、②実践科目 8 科目(19 単位)\*、③統合科目 2 科目(2 単位)の、計 17 科目(32 単位)で構成しています。

\*実践科目「助産学実習」では、保健師助産師看護師学校養成所規則「実習中、分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき 10 回程度行わせること」に基づく実習を行います。

### 3 育成する人材像

教育目的を達成するために、次の能力を備えた人材を育成します。

- 安全で的確な助産実践能力
- 対象者の権利擁護・自己決定のためのケア提供能力
- 他職種と協働して課題解決に向かうための対人関係形成能力
- 根拠に基づく助産実践を行うための基礎的能力
- 課題解決にむけた自己研鑽能力

※参照:「助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」  
「助産師教育の技術項目と卒業時の到達度 卒業時の到達レベル」

### 4 修了要件

本専攻に 1 年以上在学し、32 単位すべて修得した者の修了を認める。

### 5 資格の取得

本専攻の修了により、「助産師国家試験の受験資格」および「受胎調節実地指導員の資格」が取得できます。

この受胎調節実地指導員は、母体保護法第 15 条(受胎調節の実地指導)に定めのある制度です。受胎調節の実地指導を行うことのできる助産師・保健師・看護師のいずれかの有資格者をいい、国家資格です。この資格取得には、厚生労働大臣の定める基準に従って、都道府県知事の認定する講習を修了することが必要です。本専攻の教育課程を修了した時点で、「認定講習修了証明書」を交付します。

# ■参照 助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標

※実践については、看護職員や教員の指導の下で行う

実践能力	卒業時の到達目標			助産学総論	周産期医学論	乳幼児支援論	リプロダクティブ・ヘルス	妊婦期助産診断技術学	分娩期助産診断技術学	産褥期助産診断技術学	健康教育実践演習	周産期ハイリスク援助論	助産学実習	地域母子保健論	助産管理論	助産学演習	助産学課題研究			
	大項目	中項目	小項目																	
I. 助産における倫理的課題に対応する能力	1. 母子の命の尊重	1	母子両者に関わる倫理的課題に対応する																	
II. マタニティケア能力	2. 妊婦期の診断とケア	A. 妊婦と家族の健康状態に関する診断とケア	2	妊娠の診断プロセスを理解し、適切な診断方法を選択する																
			3	妊娠週数及び分娩予定日を推定する																
			4	妊娠経過を診断する																
			5	身体的・心理的・社会的・文化的側面から妊婦の健康状態を診断し、必要なケアを行う																
			6	妊婦や家族へ出産準備・親役割獲得の支援を行う																
			7	妊娠経過から分べん・産じよくを予測し、予防的観点から日常生活上のセルフケアを促す支援を行う																
			8	ペリネイタル・ロスを経験した妊産婦と家族へのグリーフケアを理解する																
			9	夫婦等が出生前診断の意思決定ができるよう支援する																
	3. 分べん期の診断とケア	D. 正常分べん	11	分べん開始を診断する																
			12	破水を診断する																
			13	分べんの進行状態を診断する																
			14	産婦と胎児の健康状態を診断する																
			15	分べん進行に伴う産婦と家族のケアを行う																
			16	経陰分べんを介助する																
			17	出生直後から早期母子接触・早期授乳を行い、愛着形成を促す																
			18	産婦とともにパースレビューを行う																
			19	分べん進行に伴う異常を予測し、予防的なケアを行う																
		E. 異常状態	20	異常発生時の母子の状態から必要な介入を判断し、実施する																
			21	正常範囲を超える出血の診断を行い、必要な処置を理解する																
			22	帝王切開前後のケアを行う																
	4. 新生児の診断とケア		23	新生児の胎外生活への適応の診断とケアを行う																
	5. 産じよく期の診断とケア	F. じよく婦の診断とケア	24	産じよく経過に伴う生理的変化を診断し、予防的ケアを行う																
25			身体的・心理的・社会的・文化的側面からじよく婦の健康状態を診断し、必要なケアを行う																	
26			産後うつ症状を早期に発見し、支援する																	
27			じよく婦のセルフケア能力を高める支援を行う																	
28			育児に必要な基本的知識を提供し、技術支援を行う																	
29			新しい家族としての児への愛着形成を支援する																	
30			1か月健康診査までの母子の状態をアセスメントし、母子と家族を支援する																	
31			母乳育児に関する知識及び技術を提供し、乳房ケアを行う																	
32			授乳について自己選択ができるよう支援する																	
33			児の虐待ハイリスク要因に対する予防的な支援の必要性を理解する																	
			G. ハイリスク母子のケア	34	心理的危機状態にある家族を支援する															
35				母子分離の状態にある児や家族を支援する																
6. 出産・育児期の家族ケア		36	新しい家族システムの状態をアセスメントし、支援方法を理解する																	
		37	地域社会の資源や機関を活用できるよう支援する																	
7. 地域母子保健におけるケア		38	産後4か月程度までの母子の健康状態をアセスメントする																	
		39	母子をとりまく保健・医療・福祉関係者と連携及び協働し、母子や家族への支援を行う																	
		40	母子が居住する地域で提供されている母子保健活動を理解する																	
		41	地域組織・当事者グループ等の活動の必要性を理解する																	
		42	災害時の母子への支援を理解する																	
8. 助産業務管理	H. 法的規定	43	法令に基づく助産師の業務を理解する																	
		44	周産期医療システムの運用と地域連携を行う必要性を理解する																	
	I. 周産期医療システムと助産	45	病院・診療所・助産所等の場に応じた助産業務管理の特徴を理解する																	
46		思春期のセクシュアリティ発達を支援する																		
III. ウィメンズヘルスケア能力	9. ライフステージ各期の性と生殖のケア(マタニティステージを除く)	J. 思春期の男女への支援	47	妊娠可能性のあるケースへの支援を理解する																
			48	二次性徴に関する正しい知識の獲得及び対応を理解する																
			49	月経障害による症状緩和のセルフケアに必要な支援を行う																
			50	性感染予防の啓発を理解する																
			51	教育関係者及び専門職との連携や家族への支援を理解する																
			K. 女性とパートナーに対する支援	52	家族計画(受胎調節法を含む)に対する支援を行う															
				53	互いを尊重したパートナーとの関係の構築を啓発し、DV(性暴力等)を予防する支援を理解する															
				54	DV(性暴力等)被害の早期発見と相談者への支援を理解する															
				55	性感染症罹患の予防に関する啓発活動を他機関と連携する必要性を理解する															
				56	生活自立困難なケースに対して提供する妊娠・出産・育児に関する社会資源の情報及び支援を理解する															
	L. 不妊の悩みを持つ女性と家族に対する支援	57	不妊治療を受けている女性・夫婦・カップル等の自己決定に向けた支援を理解する																	
		58	不妊治療を受けている女性・夫婦・カップル等に対して提供する不妊検査・治療等の社会資源の情報及び支援を理解する																	
		59	家族を含めた支援と他機関と連携する必要性を理解する																	
	M. 中高年女性に対する支援	60	健康的なセクシュアリティ維持に関する支援と啓発を行う																	
		61	中高年の生殖系に関する健康障害の予防策や日常生活に対する支援を理解する																	
62		加齢に伴う生理的変化やQOLの維持・向上に向けた支援を理解する																		
IV. 専門的自律能力	10. 助産師としてのアイデンティティの形成	63	助産師としてのアイデンティティを形成する																	

出典:厚生労働省「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」令和2年10月30日

## ■参照 助産師教育の技術項目と卒業時の到達度 卒業時の到達レベル

- <演習> I :モデル人形もしくは学生間で単独で実施できる  
 II :モデル人形もしくは学生間で指導の下で実施できる
- <実習> I :単独で実施できる  
 II :指導の下で実施できる  
 III :実施が困難な場合は見学する

項目	技術の種類		卒業時の到達度		演習 妊娠 期助 産診 断技 術学	演習 分娩 期助 産診 断技 術学	演習 産褥 期助 産診 断技 術学	講義内 演習 周産 期ハ イリ スク 援助 論	実習 助産 学実 習	演習 助産 学演 習
	1	2	演習	実習						
1.妊婦健康診査に係る手技	1	レオポルド触診法	I	I	I				I	
	2	子宮底及び腹囲測定	I	I	I				I	
	3	ザイツ法	I	I		I			I	
	4	胎児心音聴取	I	I	I				I	
	5	内診	I	II		I			II	
	6	ノンストレステストの実施	I	I	I				I	
	7	経腹超音波を用いた計測	II	III		II			III	
2.分べん進行の診断に係る手技	8	分娩監視装置の装着	I	I		I			I	
	9	内診	I	II		I			II	
3.分べん介助に係る手技	10	分娩野の作成	I	I		I			I	I
	11	肛門保護	I	I		I			I	I
	12	会陰保護	I	I		I			I	I
	13	最小周囲径での児頭娩出	I	I		I			I	I
	14	肩甲娩出	I	I		I			I	I
	15	骨盤誘導線に沿った体幹の娩出	I	I		I			I	I
	16	臍帯巻絡の確認	I	I		I			I	I
	17	臍帯結紮及び切断	I	I		I			I	I
	18	新生児の自発呼吸の確認及び蘇生	I	II		I			II	I
	19	適切な方法での胎盤娩出	I	I		I			I	I
	20	胎盤の確認	I	I		I			I	I
	21	軟産道の状態の確認	I	II		I			II	I
	22	子宮収縮状態の確認	I	I		I	I		I	I
	23	出血の状態の確認	I	II		I	I		II	I
	24	児及び胎児附属物の計測	I	II		I			II	
	25	分べんに係る記録の記載	I	II		I			II	
	4.異常発生時の母子への介入に係る手技	26	胎児機能不全への対応	II	III		II			III
27		産科危機的出血への処置	II	III		II			III	
28		産婦に対する一次救命処置 (BasicLifeSupport:BLS)	II	III		II			III	
29		会陰切開及び裂傷後の縫合	II	III		II			III	
30		新生児蘇生法の実施	II	III				II	III	

## 2-3 授業科目一覧

区分	授業科目	授業形態	単位数 (必修)
基盤科目	助産学総論	講義	1
	周産期医学論	講義	2
	乳幼児支援論	講義	2
	リプロダクティブ・ヘルス	講義	1
	妊娠期助産診断・技術学	演習	1
	分娩期助産診断・技術学	演習	3
	産褥期助産診断・技術学	演習	1
実践科目	健康教育実践演習	演習	1
	周産期ハイリスク援助論	講義	2
	地域母子保健論	講義	2
	助産管理論	講義	2
	助産学実習Ⅰ	実習	2
	助産学実習Ⅱ	実習	5
	助産学実習Ⅲ	実習	3
	助産学実習Ⅳ	実習	2
統合科目	助産学演習	演習	1
	助産学課題研究	演習	1
	合計		32

## 2-4 自己評価

### ■助産師教育の技術項目と卒業時の到達度 卒業時の到達レベル

- <演習> I :モデル人形もしくは学生間で単独で実施できる  
 II :モデル人形もしくは学生間で指導の下で実施できる
- <実習> I :単独で実施できる  
 II :指導の下で実施できる  
 III :実施が困難な場合は見学する

項目	技術の種類		卒業時の到達度		4月 6月	7月 9月	10月 12月	1月 3月	
			演習	実習					
1.妊婦健康診査に係る手技	1	レオポルド触診法	I	I					
	2	子宮底及び腹囲測定	I	I					
	3	ザイツ法	I	I					
	4	胎児心音聴取	I	I					
	5	内診	I	II					
	6	ノンストレステストの実施	I	I					
	7	経腹超音波を用いた計測	II	III					
2.分べん進行の診断に係る手技	8	分娩監視装置の装着	I	I					
	9	内診	I	II					
3.分べん介助に係る手技	10	分娩野の作成	I	I					
	11	肛門保護	I	I					
	12	会陰保護	I	I					
	13	最小周囲径での児頭娩出	I	I					
	14	肩甲娩出	I	I					
	15	骨盤誘導線に沿った体幹の娩出	I	I					
	16	臍帯巻絡の確認	I	I					
	17	臍帯結紮及び切断	I	I					
	18	新生児の自発呼吸の確認及び蘇生	I	II					
	19	適切な方法での胎盤娩出	I	I					
	20	胎盤の確認	I	I					
	21	軟産道の状態の確認	I	II					
	22	子宮収縮状態の確認	I	I					
	23	出血の状態の確認	I	II					
	24	児及び胎児附属物の計測	I	II					
	25	分べんに係る記録の記載	I	II					
	4.異常発生時の母子への介入に係る手技	26	胎児機能不全への対応	II	III				
		27	産科危機的出血への処置	II	III				
28		産婦に対する一次救命処置 (BasicLifeSupport:BLS)	II	III					
29		会陰切開及び裂傷後の縫合	II	III					
30		新生児蘇生法の実施	II	III					